

処方せんに記載される薬物名は、平成 6 年以前は「原則として薬価基準に記載されている名称」すなわち商品名のみとされてきました。しかし、平成 6 年 3 月 29 日付けの都道府県への通知（保健発第 33 号、老健第 51 号）により、処方せんへの記載薬物名について大幅に変更されました。その内容は、「一般名による記載でも差しつかえない」と書き加えられたことです。ご存じのように、薬には色々な名前がついています。たとえば、H₂ 受容体拮抗薬のシメチジンは一般名で、これに対応する商品名はタガメットおよびカイロックがあります。これからは、どの名前を書いてもよいとされたわけです。この目的は、日本の医療が医薬分業に向かっているという大きな流れに添ったものと理解されます。医薬分業の利点の一つは、患者の投薬記録を管理しやすくし、投薬量や、薬物相互作用の監視を行いやすくすることが上げられます。処方せんに商品名で記載されると、成分が一目では分からないためこの管理が非常に困難となります。一般名で記載すればこれが容易になると考えられました。また、医師の処方した商品名どおりの薬を薬局が患者さんに渡すとなりますと、膨大な在庫を薬局は用意しなければならなくなります。一般名であれば、先の例では、シメチジンの処方箋は、実際に患者に渡すときはタガメットでもカイロックでもよいことになるわけです。この通知はさりげなく行われ、世の中の話題にもなりませんでしたが、将来の方向を決定づけた重大な問題ととらえた医師も少なくありませんでした。その最大のものは、従来の方法では銘柄決定権が医師にあったのに対し、今回の方法が徹底した場合はその決定権が薬剤師に移行することが考えられるからです。技術料が正当に評価されないまま医薬分業に移行した場合には、医療収入にとって大きな痛手となる可能性があります。ただ実際には、どのくらいの医師が一般名による記載をするかは未知数でありました。この通達から 7 年が経過した現在、商品名を記載する医師が圧倒的に多く、この通達は当時考えられていたほどの影響をもたらしてはいません。

副作用や薬物相互作用などの管理のためには一般名の方が便利と言えます。しかし、同じ成分の薬でも、薬価（薬の値段）に差があるのは、医療機関にとって一般名での記載を困難にしています。一方で、製薬会社にとっては、発売当時は画期的な薬であっても特許が切れますと薬価が下がってしまい他の類似品との薬価の差が少なくなり、開発に要した投資を回収することが困難になります。処方箋の薬物名の記載はこのように薬価の問題があり、管理上の問題だけではないことが分かります。

さて、処方箋で一般名であろうと商品名であろうと、ひとたび処方された薬を効果的にかつ安全に使用することは薬物療法の究極の目標です。その薬の情報なくしてはただの粉や液体に過ぎません。そればかりか有害作用さえもたらし、最悪の場合は凶器となってしまうものです。薬の情報の入手は極めて重要なことです。今ではインターネット（<http://www.pharmasys.gr.jp/>）により一般名からでも商品名からでも、添付文書の内容はもとより、副作用に関する最新情報など手軽に入手できます。その日の患者さんが処方されている薬について情報を得る看護婦（士）とそうでない人とでは看護の質に差がつくのではないのでしょうか。絶えず知識を更新することが必要です。さて、pharmacafe は今月で閉店となりました。これまでのご来店ありがとうございました。またお目にかかれることを楽しみにしております。店主敬白